

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年三月二十八日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県規則第二十二号

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

公衆浴場法施行細則（昭和五十四年秋田県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第一条 公衆浴場法（昭和二十三年法律第三百三十九号。以下「法」という。）の施行については、公衆浴場法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十七号。以下「省令」という。）及び公衆浴場法施行条例（昭和二十六年秋田県条例第七十六号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。	（趣旨） 第一条 この規則は、公衆浴場法（昭和二十三年法律第三百三十九号。以下「法」という。）及び公衆浴場法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十七号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項並びに公衆浴場法施行条例（昭和二十六年秋田県条例第七十六号。以下「条例」という。）第三条第六号に規定する水質の基準を定めるものとする。 （構造設備の基準） 第二条 公衆浴場（条例第二条第二号に掲げる浴場を除く。）についての法第二条第二項に規定する構造設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。 - 一 浴槽の床面積は、入浴者数に応じた適正な広さであること。 - 二 浴槽には、耐水性の材料が用いられ、汚水が流入しないよう必要な措置が講じられていること。 - 三 洗い場の床面積は、入浴者数に応じた適正な広さであること。 - 四 浴室の床には、耐水性の材料が用いられ、汚水が停滞しないよう適当な勾配が設けられていること。 - 五 浴室には、入浴者数に応じた適当な数の上がり用湯栓及び上

がり用水栓又は湯及び水の出るシャワーが設けられていること。

六 浴室には、湯気抜きのための設備があること。

七 脱衣室の床面積は、入浴者数に応じた適当な広さであること。

八 脱衣室及び浴室には、換気及び採光のための適当な窓その他の開口部が設けられ、又はこれに代わる設備があること。

九 脱衣室及び浴室には、床面において三十ルクス以上の照度を有する白色照明の設備があること。

十 男女用に区別した入浴者用便所が設けられ、流水式の手洗設備があること。

十一 入浴者の衣類、携帯品及び履物を入れるための設備があること。

(個室内に入浴設備を設ける浴場等の構造設備の基準)

第三条 個室内に入浴設備を設ける浴場についての法第二条第二項に規定する構造設備の基準は、前条第六号及び第九号の規定の例によるほか、次の各号に掲げるとおりとする。

一 個室の床面積は、五平方メートル以上であること。

二 個室には、浴槽が設けられていること。

三 個室には、上がり用湯栓及び上がり用水栓又は湯及び水の出るシャワーが設けられていること。

四 個室には、換気のための適当な窓その他の開口部が設けられ、又はこれに代わる設備があること。

五 蒸し機には、温度計及び温度調整器が備えられていること。

六 個室には、入浴者の衣類を保管するための設備があること。

2 蒸気又は熱気を利用する浴場についての法第二条第二項に規定する構造設備の基準は、前条第六号及び第九号から第十一号までの規定並びに前項第二号から第五号までの規定の例によるほか、次の各号に掲げるとおりとする。

(書類の様式等)

第二条 略

2 前項第一号に掲げる書類には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 略

三 その営業施設において使用する水が水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業、同条第六項に規定する専用水道、同条第七項に規定する簡易専用水道及び秋田県小規模水道条例（昭和三十五年秋田県条例第十号）第二条第一号に規定する小規模水道により供給される水以外の水を使用する場合にあつては、第七条に規定する基準に適合することを証する書類又はその写し

第三条～第六条 略

(水質の基準)

第七条 条例第三条第十一号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、第一号イ及びロ並びに第二号イからニまでに掲げる基準は、浴場に供給される温泉については、適用しない。

- 一 浴室の床面積は、十五平方メートル以上であること。
- 二 脱衣室の床面積は、浴室の床面積の二分の一以上であること。

(構造設備の基準の特例)

第四条 知事は、第二条に規定する公衆浴場のうち常時豊富に浴用に供し得る温泉を利用するものについて、衛生上支障がないと認めたときは、同条第二号、第四号及び第九号に規定する基準に關し必要な特例を定めることがある。

(書類の様式等)

第五条 略

2 前項第一号に掲げる書類には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 略

三 その営業施設において使用する水が水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業、同条第六項に規定する専用水道、同条第七項に規定する簡易専用水道及び秋田県小規模水道条例（昭和三十五年秋田県条例第十号）第二条第一号に規定する小規模水道により供給される水以外の水を使用する場合にあつては、第十条に規定する基準に適合することを証する書類又はその写し

第六条～第九条 略

(水質の基準)

第十条 条例第三条第六号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、第一号イ及びロ並びに第二号イからニまでに掲げる基準は、浴場に供給される温泉については、適用しない。

一 浴槽内の湯又は水（次号において「浴槽水」という。） イ・ロ 略 ハ 大腸菌 は、一ミリリットル中一個以下であること。 二 略	一 浴槽内の湯又は水（以下「浴槽水」という。） イ・ロ 略 ハ 大腸菌群 は、一ミリリットル中一個以下であること。 二 略
（補則） 第八条 法、省令、条例及びこの規則に定めるもののほか、法、省令、条例及びこの規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。	

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。